

令和5年3月22日
関東農政局

令和4年度関東農政局発注者綱紀保持委員会の審議概要について

関東農政局では、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第9条に基づき設置された、関東農政局発注者綱紀保持委員会を開催しました。

審議概要は、下記のとおりです（会議資料については別添のとおり）。

記

1. 日 時 令和5年3月16日（木） 10時～10時20分

2. 場 所 関東農政局 11 階会議室

3. 出席者 関東農政局長、次長（総務部担当）、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

4. 審議内容

（1）農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について

該当無し。

（2）令和4年度の実施結果について

発注事務に係る綱紀の保持を図るため取組計画に位置づけられた全ての取組（職員への周知、発注者綱紀保持研修等の実施、事業者への周知）について確実に実施されたことを確認した。

（3）令和5年度の実施計画について

第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった場合、事案の調査分析及び公表を行うこと、発注事務に係る綱紀の保持を図るため、職員への周知及び発注者綱紀保持研修等の実施並びに事業者への周知を行うこととした取組計画を提案し、承認された。

以 上

資料 1

○農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について

- ・令和4年3月22日～令和5年3月15日の間において該当する事案なし。

令和4年度発注者綱紀保持対策の取組結果について

資料 2

令和4年度の取組計画	令和4年度の取組結果
<u>1. 職員への周知</u> 各職場において、会議等の場で農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について改めて周知を図ること。 特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめること。	<u>1. 職員への周知</u> 発注者綱紀保持責任者(総務部長)別途通知(令和4年度関東農政局発注者綱紀保持対策の取組(令和4年3月25日付))にて周知するとともに、令和4年4月22日に発注者綱紀保持委員会事務局から職員一斉メールで「発注者綱紀保持マニュアル(ポケット版)」の内容の確認を求めるとともに、「発注者綱紀保持に関するチェックテスト」の実施を求めた。特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめた。 <周知結果取りまとめ対象職員数>949人 <周知済み職員数>949人 (実施率100%)
<u>2. 発注者綱紀保持研修等の実施</u> <u>(1)発注者綱紀保持研修</u> 令和4年度第2四半期に、管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(WEB会議)を実施すること。 また、研修に参加しない管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施すること。 <u>(2)農業農村整備事業に携わる者に向けた漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】</u> 情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修を実施すること。 対象者は、農業農村整備事業に携わる者で、令和3年度における本研修の未受講者とする。(新規採用者、管外異動等により本研修をこれまで受講していない職員の全て。) <u>(3)発注者綱紀保持研修eラーニング研修【本省主催】</u> 農林水産省全職員を対象とした発注者綱紀保持研修eラーニング研修を昨年に引き続き実施すること。	<u>2. 発注者綱紀保持研修等の実施</u> <u>(1)発注者綱紀保持研修</u> 令和4年7月28日に管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(WEB会議・Webex利用)を実施した。 また、当該研修に参加しない管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施した。 <受講対象職員数>565人 <受講職員数>565人 (受講率 100%) <u>(2)農業農村整備事業に携わる者に向けた漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】</u> 令和5年2月21日～令和5年2月28日に情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修を実施した。 対象者は、令和3年度の研修実施以降の他部局等から本局又は事業(務)所への転入者で以下に該当する農業農村整備事業に携わる全ての者 ①発注担当職員、②今年度退職予定者、及び③農政局本局在籍の①②に含まれない全ての農業土木系職員とした。 <受講対象職員数>67人 <受講職員数>67人 (受講率 100%) <u>(3)発注者綱紀保持研修eラーニング研修【本省主催】</u> 令和4年11月14日～令和4年12月23日の間に全職員を対象とした発注者綱紀保持研修eラーニング研修を実施した。【本省主催】 <受講対象職員数>1,924人 <受講職員数>1,924人 (受講率 100%)
<u>3. 事業者への周知</u> 各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②発注窓口に事業者への周知文書の掲示、及び③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)を引き続き実施することにより、事業者に対し周知すること。	<u>3. 事業者への周知</u> 各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②発注窓口に事業者への周知文書の掲示、及び③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)を引き続き実施し、事業者に対し周知を行った。

(注)「病気休職者」、「育児休業者」、「専従休職者」、「病気休暇取得者」及び「長期出張者等」は対象職員数から除いている。

令和5年度発注者綱紀保持対策の取組計画

1. 規定違反、また、第三者からの不当な働き掛けを受けた事案について

農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)の規定に反するとし、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった場合、事案の調査分析及び公表を行うこと。

2. 職員への周知

各職場において、会議等の場で農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働き掛けを受けた場合の対応等について改めて周知を図ること。

特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめること。

3. 発注者綱紀保持研修等の実施

(1) 発注者綱紀保持研修

令和5年度第1四半期に、管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(WEB会議)を実施すること。

また、研修に参加しない管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施すること。

(2) 農業農村整備事業に携わる者に向けた情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】

情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修を実施すること。

対象者は、農業農村整備事業に携わる者で、令和4年度における本研修の未受講者とする。(新規採用者、管外異動等により本研修をこれまで受講していない職員の全て。)

(3) 発注者綱紀保持研修eラーニング研修【本省主催】

農林水産省全職員を対象とした発注者綱紀保持研修eラーニング研修を昨年に引き続き実施すること。

4. 事業者への周知

各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②発注窓口に事業者への周知文書の掲示、及び③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)を引き続き実施することにより、事業者に対し周知すること。